

後期高齢者医療の主な給付制度について

後期高齢者医療で受けられる主な給付は次のとおりです。

■補装具を製作したとき

医師が必要と認めた治療用装具(コルセット・義足など)の購入費用のうち、自己負担分を除いた額を給付します。

■病院に支払う医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費の自己負担限度額を超えたときは、超えた額を給付します。

■入院したとき(食事代)

入院中の食事にかかる費用のうち、一部(標準負担額)を被保険者の方々に負担していただき、差額を後期高齢者医療制度において負担します。

【高額療養費の限度額及び入院時食事代】

所得区分	自己負担限度額		食事療養標準負担額 (1食あたり)
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯合算)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%※注1	260円
一般	12,000円	44,400円	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	90日まで210円 90日超160円※注2
低所得Ⅰ		15,000円	100円

※注1 過去12か月に3回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降は限度額が44,400円になります。

※注2 過去12か月の入院日数に応じて食事代が変わります。

住民税非課税世帯の方は、入院の際に自己負担限度額と食事療養標準負担額が減額される制度があります。利用する場合、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。

■医療費と介護サービス費が共に高額になったとき

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合にその超えた金額を給付します。

■被保険者が亡くなったとき

葬祭費として5万円を給付します。

【高額医療・高額介護合算療養費】

所得区分	自己負担限度額(年額)
現役並み所得者	670,000円
一般	560,000円
低所得Ⅱ	310,000円
低所得Ⅰ	190,000円

(注)1年間は、毎年8月1日～翌年7月31日までとなります。

夏期の防犯対策について

夏期は、気分も開放的となり気が緩むことから、犯罪が多発する時期です。被害に遭わないために、日ごろからの防犯意識を心掛けましょう。

自転車盗難の対策

埼玉県内における自転車盗難の発生件数は、刑法犯罪の中で最も被害件数の多い犯罪で、全刑法犯罪の約26.5%を占めています。

- ▶どんな場所(自宅の庭や駐輪場)でも鍵をかけましょう。
- ▶鍵は二重ロックにしましょう。
- ▶路上駐輪はやめましょう。

女性を狙った犯罪対策

- ▶なるべく暗い道や人通りの少ない場所は避けましょう。
- ▶夜間の一人歩きの際のスマートフォンやイヤホンの使用は避けましょう。
- ▶帰宅時に玄関へ入る際、「ただいま」などで家人の存在をアピールしましょう。



メールマガジン犯罪捜査官News

埼玉県警察が認知した事件・事案概要をメール配信しています。自主的な防犯対策に役立ててください。埼玉県警察ホームページから登録手続きをしてください。